

機械器具 5.8 整形用機械器具
一般医療機器 一般的な名称: 骨手術用器械 JMDNコード: 70962001
顆粒用漏斗・ボトル

【警告】

本品は未滅菌である。使用前に必ず適切な方法で洗浄・滅菌を行うこと。
【保守・点検に係る事項参照】

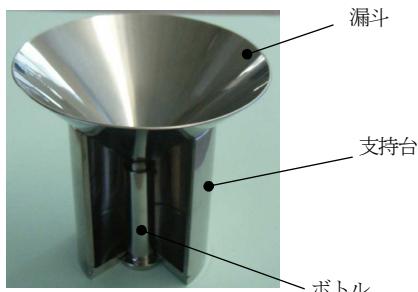
【禁忌・禁止】

1. 本品の加工、改造、修理等は行わないこと。[故障・破損の原因となる]
2. 本品を化学薬品にさらさないこと。[腐食による破損の原因となる]
3. 本品の使用目的以外への使用は行わないこと。
4. 本品の使用にあたり、この添付文書を事前に充分理解すること。

【形状・構造及び原理等】

1. 形状・構造

本品の形状は、以下のとおり。



2. 原材料/材質

ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

本品は、人工骨の顆粒を患部に補填する際に使用することを目的とした手動式の手術器械である。尚、本品は再使用可能である。

* 【使用方法等】

- 1) ボトルを支持台のスリット部に嵌め込み、漏斗を設置する。漏斗を用いて人口骨の顆粒をボトルに移し替える。
- 2) ボトル内の顆粒を患部に補填する。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- 1) 本品は、使用するために必要な知識、技術に習熟した医師が使用するよう設計されている。本書に記載されているすべての注意、指示を熟読し遵守して使用すること。
- 2) 本品は未洗浄、未滅菌のため、使用前に必ず洗浄・滅菌を施すこと。
- 3) 本品の使用前に変形や傷、欠けなどの異常がないか、各構成品の設置、取り外しが滑らかに行えるか、設置の際に漏斗の先端がボトルと干渉しないか、確認の上で使用すること。異常を発見した場合は、使用しないこと。
- 4) 器具表面に衝撃や振動を用いて印を刻む等の二次加工は、破損の原因となるため行なわないこと。
- 5) 手術器具は使用目的に合わせ、繊細かつ精密に作られている。変形あるいは傷をつける等の粗雑な取扱いは器具の寿命を著しく低下させるため、粗雑な取扱いは行なわないこと。
- *6) 電気メス等を用いた接触凝固は、術者が感電や火傷をする危険性があり、又、器具の表面を損傷するので、本品と共に電気メス等の使用はしないこと。
- *7) 使用後は、直ちに破損、折損等の異常が無かったかを点検すること。破損等が見つかった場合は、破片が体内に遺残していないか調べ、遺残していた場合は摘出等の適切な処置を施すこと。

2. 不具合・有害事象

本品の使用により以下のような不具合・有害事象が起こる可能性がある。

1) 不具合

- ・過剰な力を加えたことによる製品の破損
- ・金属疲労による製品の破損

2) 有害事象

- ・神経、血管及び組織の損傷
- ・感染症や壞死
- ・金属への過敏反応

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

本品は、高温・高湿を避け、塵やほこりのない清潔な環境下で保管すること。又、水漏れや直射日光は避けるよう注意を払うこと。

【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄

- 1) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が凝固しないよう、直ちに洗浄すること。
- 2) 洗浄に使用する洗剤は必ず医療用洗剤を使用し、家庭用洗剤は使用しないこと。
- 3) 洗浄の際、目の粗い磨き粉や金属ワールを用いて器具の表面を磨かないこと。器具表面に擦過傷が生じ、錆びや腐食の原因となる。
- 4) 器具が漂白剤、消毒液等の塩素及びヨウ素を含む溶液にさらされた場合には、直ちに清水で洗浄すること。ハログンイオンを含む溶液は、ステンレス鋼に対して部分的腐食（孔食）の原因となる。
- *5) 強アルカリや強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので、使用は避けること。
- 6) 洗浄後の器具は直ちに乾燥させ、出来れば乾いた布で再度拭取り、湿った状態で長時間放置するのは避けること。器具表面へのシミや錆が発生する原因となる。

2. 滅菌

本品は未滅菌製品であるので、使用前に次の条件、もしくは各施設において本品の滅菌に関するバリデーションが適切に行われ、有効性が確認された滅菌サイクルにて必ず滅菌を行った上で使用すること。

高压蒸気滅菌

温度 121°C	時間 20 分
温度 125°C	時間 15 分
温度 130°C	時間 10 分

3. 点検

- 1) 使用後は、傷、割れ、欠け、汚れ、錆の発生等がないか、その他外観に異常がないか確認する。
- 2) 外観の異常や使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は廃棄し新しいものと取り替える必要がある。
- 3) 永年使用しない場合でも、金属疲労による破損が起こることがある。
- *4) 本品は、他の修理業者に修理を依頼しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

サンエー精工株式会社

*電話: 048-483-5779

*問い合わせ先

サンエー精工株式会社

品質保証部 品質保証グループ

電話: 048-483-5779